

税の申告

正しく

お早めに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたりすることがあります。また、所得証明が出せないこともあります。必ず期限内に申告を済ませましょう！

市では

市・県民税

国民健康保険税

の申告の受付を行います

申告期間

2月16日(木)～3月15日(水)

★左の日程表をよくご確認の上、各会場へお越しください。(土日除く)

問合せ先 市役所 税務課

☎22・8106

申告が必要な方

- 平成29年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
- 収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主
- 国民年金保険料の免除・児童扶養手当等の支給を受けている方または受ける予定の方

申告する必要のない方

- 障がい福祉・高齢者福祉に関して、所得に応じて助成額等が変わる制度を利用される方(同世帯の方の申告が必要な場合もあります)
- 平成29年度に市内の幼稚園・保育園・認定こども園に在園する園児(予定も含む)の保護者の方、または、小規模保育事業を利用される児童(予定も含む)の保護者の方
- 税務署に所得税の確定申告をする方(確定申告は市・県民税の申告を兼ねています)

申告に必要なもの

- 一カ所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入(遺族年金・障害年金の収入を除く)のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方
- 印鑑
- 平成28年分源泉徴収票(給与・年金収入がある方)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産収入のある方)
- ※事前に、医療を受けた方ごとに病院・薬局別に計算してください。
- 寄附金受領証明書(寄附金税額控除の申告をする方)
- 障害者手帳、市町村長等の認定を受けている方はその認定書
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料または旧損害保険料等の領収書または支払証明書
- 医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされた金額の分かるもの(医療費控除の申告をする方)

申告受付日程

2月中は各地区へ出張申告を行っています。市役所での申告は3月1日以降にお願いします。(点線の会場は、今回から受付時間を変更しています。)

2月	と き	と ころ
16日(木)	9:00～16:00	農協栗野支店
17日(金)	9:30～11:30	旧葉原小学校
21日(火)	9:00～16:00	農協東部支店
22日(水)	9:00～16:00	栗野公民館
23日(木)	9:00～15:00	栗野公民館
24日(金)	9:00～16:00	農協敦賀支店
	10:00～11:30	横浜公会堂
	13:30～15:00	東浦公民館
	9:00～16:00	農協敦賀支店
28日(火)	9:30～11:30	愛発公民館
	13:30～16:00	中郷公民館

3月	と き	と ころ
1日(水)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
2日(木)	9:00～16:00	農協栗野支店
3日(金)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
	9:00～16:00	農協東部支店
6日(月)		農協本店
7日(火)		農協本店
8日(水)		農協本店
9日(木)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
10日(金)	9:00～16:00	農協本店
13日(月)		農協本店
14日(火)		農協本店
15日(水)		農協本店

《確定申告 出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、こちらの会場をご利用ください。

2月22日(水)・23日(木) 栗野公民館
3月1日(火)、2日(水)、6日(月)～8日(水) 市役所4階

Check!

介護保険等を利用されている方は、20ページもご覧ください。

税務署の

確定申告会場は

2月16日(木)から!

2月15日(水)以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署で相談することができですが、限られた職員で対応していますので、お待ちいただく場合があります。

申告・納税期限

所得税 3月15日(水)
消費税 3月31日(金)

問合せ先 敦賀税務署

☎22・1010

確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税(個人)、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成すると、次の点で便利です。
- ①24時間いつでも利用可能です。
- ②税務署に行く必要がありません。
- ③自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ④データを保存できるのでいつでも

でも作業を再開できます。保存したデータは、翌年以降の申告書等を作成する際に利用できます。

作成した申告書等は、自宅のプリンタで印刷して郵送等で税務署へ提出できます。

また、同コーナーからそのままe-Taxを利用して税務署に送信することもできます。

【給与・年金のみの方は、「給与・年金画面」をご利用ください】給与所得または年金所得のある方は、初めての方でも簡単な操作で申告書が作成できる申告

申告の際には、マイナンバーが必要です!

Check Point

確定申告および市・県民税、国民健康保険税の申告の際には、申告する本人および扶養親族等のマイナンバーの記載と申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

①マイナンバーの記載
例 所得税等の確定申告書

②本人確認書類の提示または写しの添付

1点でよいもの



マイナンバーカード(個人番号カード)

2点必要なもの



番号確認書類
・通知カード
・マイナンバーの記載がある住民票の写しなどのうちいずれか1つ



身元確認書類
・運転免許証
・パスポート
・健康保険証などのうちいずれか1つ

市税務課からのお知らせ

公的年金からの特別徴収制度の見直し

仮特別徴収税額(仮徴収)と特別徴収税額(本徴収)の不均衡を解消するため、仮特別徴収税額の計算方法が次のとおり改正されました。(仮特別徴収額の平準化)

☆この改正は、算出方法の見直しを行うもので、年税額の増減はありません。

☆平成28年10月1日から適用されています。

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
改正前	前年度分の本徴収額 ÷ 3 (前年2月と同じ額)			(年税額－仮徴収額) ÷ 3		
改正後	(前年度分の年税額 ÷ 2) ÷ 3			(年税額－仮徴収額) ÷ 3 ※変更なし		

書作成画面「給与・年金画面」を是非ご利用ください。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

「電話相談センター」「タックスアンサー」をご利用ください!

●平成29年1月19日(木)から3月15日(水)まで「確定申告電話相談センター」で確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。敦賀税務署(☎22・1010)にお電話した

だき、自動音声案内に従い『0』を選択してください。

●国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する身近な情報をお届けしています。携帯電話からも接続可能です(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)。



問合せ先 税務課 ☎22-8106